

平成31年第2回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成31年4月15日 開会

平成31年4月15日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成31年第2回新十津川町議会臨時会

平成31年4月15日（月曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第24号 元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について
- 第5 議案第25号 工事請負契約の締結について

○出席議員（11名）

1番	進 藤 久美子 君	2番	杉 本 初 美 君
3番	鈴 井 康 裕 君	4番	小 玉 博 崇 君
5番	白 石 昇 君	6番	西 内 陽 美 君
7番	安 中 経 人 君	8番	青 田 良 一 君
9番	長 名 實 君	10番	笹 木 正 文 君
11番	長谷川 秀 樹 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	平 田 智 子 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
教育委員会事務局長	中 畑 晃 君
建設課長	谷 口 秀 樹 君
会計管理者	内 田 充 君
代表監査委員	山 本 忍 君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局副主幹 桃 井 隆 宏 君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
ただ今から平成31年第2回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただ今、出席している議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、安中経人君。
8番、青田良一君。両君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。
-

◎議案第23の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第23号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程をいただきました議案第23号、地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。
提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。
次のページ、3ページをお開き願いたいと思います。
専決第1号、専決処分書。新十津川町税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。専決月日は、平成31年3月29日でございます。

理由として、地方税法の一部が改正されたことに伴い、新十津川町税条例の一部を緊急に改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分するものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長より説明申し上げますので、承認賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第23号、専決処分の承認を求めることについて。

平成31年3月29日に専決処分いたしました専決第1号、新十津川町税条例の一部を改正する条例についての内容について、ご説明申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月29日に公布され、4月1日から施行されたことにより、新十津川町税条例の一部を改正したものでございます。

改正規定の内容につきましては、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧願います。

はじめに1ページの第34条の7につきましては、寄附金税額控除の定めで、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金と規定するものでございます。

この規定の特例控除対象寄附金とは、いわゆる、ふるさと納税制度の見直しにより、総務大臣が指定する都道府県等に対して支出する寄附金でございます。その基準として、返礼品の返礼割合を3割以下とし、かつ地場産品とする寄附金の募集を適正に実施する都道府県等と定めております。

引き続き、この改正に関連のある条文の改正内容について、ご説明いたします。

3ページをお開きください。

附則第7条の4につきましては、法第314条の7の改正に伴う引用条項の整理を、附則第9条及び4ページ下段の附則第9条の2につきましては、個人町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等の定めで、法改正に伴い、地方団体に対する寄附金を特例控除対象寄附金とし、あわせて、条文中、地方団体の長を都道府県知事等と改める、規定の整備を行うものでございます。

次に、1ページ下段にお戻りいただきまして、附則第7条の3の2につきましては、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間を延長したことにより平成45年度までの適用とし、第2項の住宅借入金特別税額控除に係る申告要件を廃止し、第3項を第2項に繰り上げるものでございます。

この改正により、個人町民税納税通知書の送達後に、所得税の還付申告等により控除が適用される場合、住民税においても控除が適用されることとなりました。

次に、5ページから6ページの附則第10条の2につきましては、固定資産税における課税標準の特例の割合の定めで、法改正に伴い引用条項の整理を行っております。

次に、6ページ下段から9ページの附則第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の申告の定めで、第5項の次に第6項として、高規格堤防の整備に伴

う建替家屋に係る税額の減額措置が創設されたことに伴い、その適用を受けようとする者がすべき申告について、新たに規定するものです。これに伴い第6項以降を順次繰り下げるとともに、引用条項の整理を行っております。

なお、高規格堤防とは、洪水等で堤防決壊による壊滅的な被害を回避するために整備される幅の広い緩傾斜堤防をいい、この規定は整備後の当該土地に家屋を新築した場合、家屋の種別に応じて、最初の5年度分の固定資産税を減額するものでございますが、本町で当該事業は予定されてございません。

次に、9ページ中段の附則第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例の定めで、グリーン化特例を3段階にわたって改正するもので、今改正は第1段階として、新車新規登録月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に適用する重課に関する規定を、一旦平成31年度分の軽自動車税に限ったものとし、第2項から第4項の平成29年度分の軽課の規定を削除し、第5項以降の平成31年度分の軽課の規定を順次繰り上げるものでございます。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の7ページ中段の第1条で、施行日を平成31年4月1日と定めてございます。

なお、第34条の7の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに改正附則第2条第2項から第4項までの規定の施行日は同年6月1日と定めてございますが、4月1日施行の改正と密接なかかわりが伴う規定であるため、あわせて改正し専決処分をいたしたものでございます。

また、第2条は町民税、第3条は固定資産税、第4条は軽自動車税について、それぞれ改正条例の適用における経過措置を定めてございます。

以上をもちまして、議案第23号、新十津川町税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第23号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、専決処分承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第24号、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第24号、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。12ページをお開き願います。

提案理由でございます。元号を改める政令の施行に伴い、所要の改正をする必要があるため、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表も併せてご参照願いたいと思います。

ご承知のように元号を改める政令が、この度4月1日に発布されました。5月1日から平成から令和という元号に変わる関係から、19本の町の条例の平成から元号を改正をするものでございまして、専決第1号の先ほどの税条例も含めて、平成から令和に改正をさせていただくものでございます。

以上、提案理由、内容の説明を申し上げましたので、議決賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第24号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第25号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第25号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

1、契約の目的、総合健康福祉センター屋上防水及び外壁塗装工事（第3工区）。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字中央。

4、契約金額、金6,156万円。

5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字弥生31番地6。株式会社櫻井板金、代表取締役櫻井智廣。

次に、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名、工事の概要等を記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

なお、履行期限は、平成31年8月30日となっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第25号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成31年第2回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員